

令和9年度の医学部臨時定員について

佐賀県健康福祉部医務課
医療人材政策室
令和8年6月8日

令和9年度の医学部臨時定員について

令和8年3月に開催した地域医療対策協議会において、令和9年度の医学部臨時定員に関する国の検討状況について、以下のとおり報告した上で、具体的な計算方法が国から示され次第、県から国へ申請する臨時定員の数について本協議会に諮ることとしていた。

- ◆ 令和9年度の医学部総定員については、令和7年度の医学部総定員数（9,393人）に対して、地域の実情等に配慮しながらも、全体として削減が図られるよう対応する方針が国から示されたところ。
- ◆ 臨時定員の配分方法については、以下の要素を考慮の上設定する方向で、国において検討が進められているところ。
 - ① 地域の医師確保のニーズに配慮しつつ、地域の主体的な取組を後押しする視点
 - 恒久定員内への地域枠設置の状況
 - ② 地域の置かれた状況に適切に配慮する視点
 - 医師の年齢構成、地理的要素、医師の流入や流出の状況 等
 - ③ 全国的な取組を促す視点
 - 医師多数県以外においても、恒久定員内への地元出身者枠や地域枠設置をはじめとした地域に定着する医師を確保するために取り組むべき事項

令和9年度の医学部臨時定員の配分・調整方法について

第14回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 [R8.4.17開催]
資料から引用（一部改変）

各都道府県の令和9年度臨時定員は、以下①～③の順で調整を行う。

①医師多数県の臨時定員の調整

令和9年度の医学部臨時定員の調整においては、第8次（後期）医師確保計画にあたって更新された医師偏在指標を用いることとし、当該指標に基づく医師多数県の臨時定員地域枠は、令和8年度臨時定員地域枠【佐賀県：5名】から令和6年度臨時定員地域枠【佐賀県：6名】に0.2を乗じた数を減算【▲1.2名】した上で、地域の実情等に配慮する視点から、以下の調整を行う。

- ①令和9年度までに、恒久定員100名あたり恒久定員内地域枠を6名以上設置する等、更なる偏在是正が必要な県については、令和6年度臨時定員地域枠に0.1を乗じた数を復元する。【+0.6名】
- ②この復元に加えて、以下のいずれかの要件にあてはまる医師多数県については、令和6年度臨時定員地域枠に0.1を乗じた数を復元する。
 - A) 人口変化率について、全年齢の人口の減少率が全国上位1/3かつ75歳以上の高齢者人口の増加率が全国上位2/3
 - B) アクセスの困難さを示すべき地尺度が特に高い区域（全国上位10%）の二次医療圏が当該県内に複数存在
 - C) 高齢医師（75歳以上医師）の割合が多数県上位1/3

※A～Cいずれも佐賀県は非該当

佐賀県の場合 $5-6 \times 0.2 + 0.6 = 4.4$
※端数処理の取扱いは現時点では不明

第8次（後期）医師確保計画にあたって医師偏在指標の更新により「医師多数県から医師中程度県となった県」又は「新たに医師多数県となった県」の臨時定員地域枠は、これまでの区分に基づく対応とのバランスや激変への配慮に留意し、地域の実情等に配慮する視点から、上記①又は②のいずれかの要件に当てはまる場合を除き、令和8年度臨時定員地域枠から令和6年度臨時定員地域枠に0.1を乗じた数を減算する。 ※佐賀県非該当

②その他の県における調整

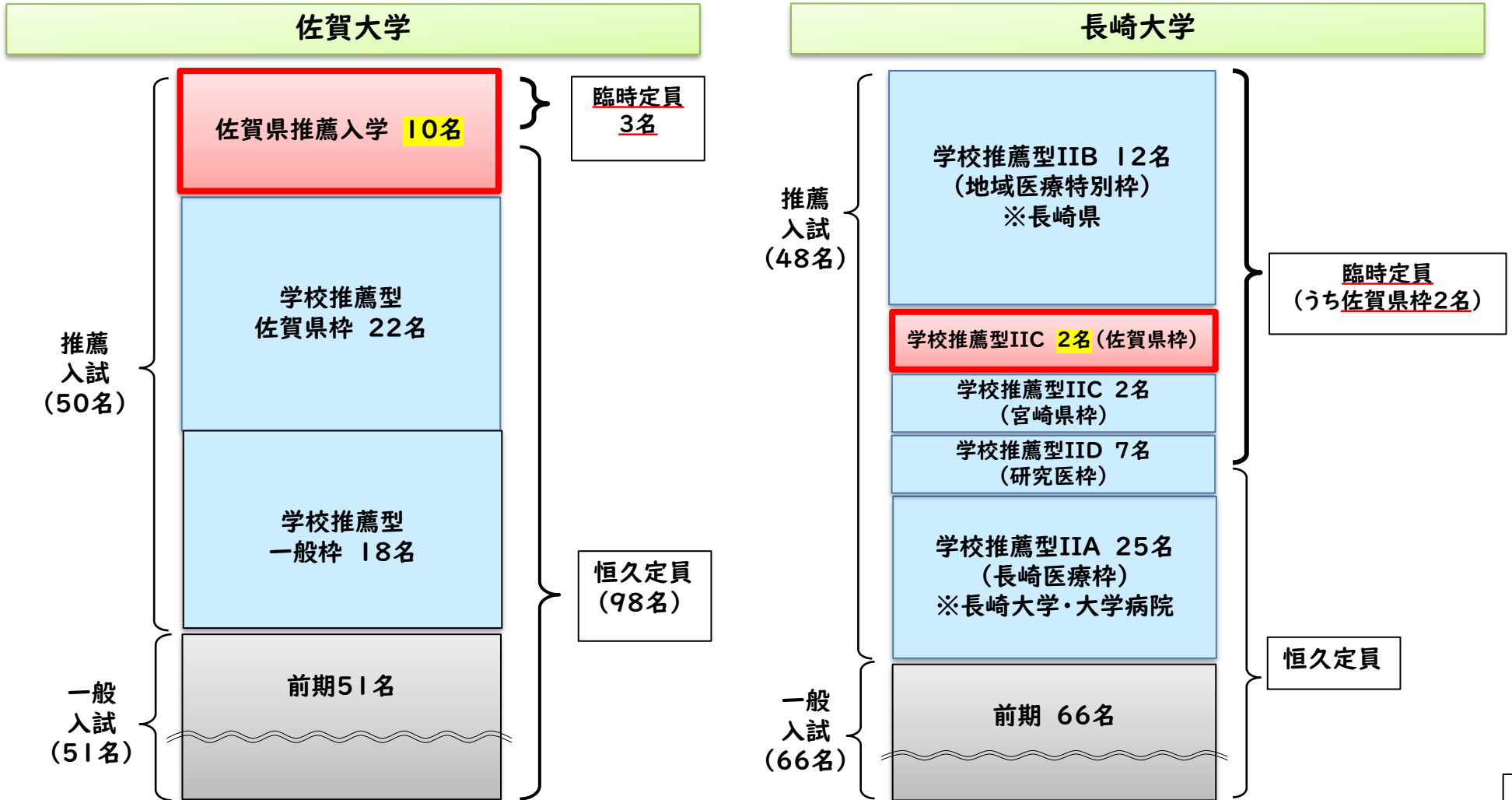
全ての都道府県において、令和8年度臨時定員地域枠を上回る枠数を設定する場合は、当該都道府県に所在する大学の恒久定員内に設置することを基本とし、臨時定員地域枠は、原則として令和8年度臨時定員地域枠を超えないこととする。

ただし、医師少数県又は中程度県において、臨時定員地域枠の設置に係る調整の過程等の事情によりやむを得ず一時的に臨時定員を増員する場合であって、次年度において臨時定員を調整する等の必要な対応を行う計画がある場合には、令和8年度を上回る臨時定員地域枠数を設定できることとする。

令和9年度の医学部臨時定員の取り扱い

- 令和9年度の本県における臨時定員は、令和7～8年度と同様に、佐賀大学3名・長崎大学2名を国に申請したい。
※端数処理次第では4名になる可能性あり。
- 今回の国への申請を受けて、臨時定員増申請可能数について、国から示される見込み。

【参考】令和8年度医学部臨時定員



- 令和7年度臨時定員要求数について、令和5年度第4回地域医療対策協議会において「佐賀大学4名・長崎大学2名」の方針を決定していたが、厚生労働省より、「医師多数県の臨時定員数は、原則として令和6年度定員数に0.8を乗じた数とする」との方針が示された。
- 医師多数県から削減された定数は、医師少数県に配分される。
(全国での総数としては、令和6年度臨時定員数を維持。)

◎佐賀大学及び長崎大学と協議の上、以下の方針を決定した。

- 令和7年度に見込まれる臨時定員▲1名については、佐賀大学の恒久定員を振り替えることで対応。
- 令和8年度以降については、臨時定員が4名以下となったタイミングで長崎大学佐賀県枠を廃止とする。
- ただし、受験生の便益を考慮し、廃止決定が試験の直前となることを避けるため、長崎大学佐賀県枠を実際に廃止するのは廃止決定の1年後とする。